

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

環境SDGs おおがき推進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県大垣市

3 地域再生計画の区域

岐阜県大垣市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市では、「ゼロカーボンシティおおがき」の宣言にもあるとおり、市一丸となり、環境に配慮した持続可能なまちづくりに積極的に取り組むことで、SDGsの目標達成を目指している。持続可能なまちづくりの実現やSDGsの目標達成は、行政だけでは困難であり、本市に関わる全ての者が、自主的かつ主体的にまちづくりに参画し、同一の方向性を持って一体となり取り組んでいくことが必要となる。

しかしながら、岐阜県が令和3年7月に実施した「SDGsに関するアンケート調査結果」によると、「SDGsを全く知らない（はじめて聞いた）」と回答した人が回答者（429人：複数回答有）の約20%を占め、「あなたは、SDGsを意識して、日頃何らかの活動に取り組んでいますか。」との問については、「取り組む予定はない」と回答した人が回答者（429人）の約14%を占めていた。SDGsの認識については、本市においても同様であると考えており、依然としてSDGsが市民生活等に浸透しておらず、まちづくりに主体的に関わる意識も低い状況にあると感じている。また、少子高齢化が進む中、令和2年岐阜県人口動態統計調査結果（転入者数：5,645人、転出者数：5,693人）においても転出超過となっており、人口流出に歯止めをかけられていない状況と

なっている。

SDGsの趣旨に基づき、市民や市内事業者が主役となり、日常生活はもとより、未来の魅力あるまちづくりに積極的に関わり・取り組むことで、「誰一人取り残されない」魅力あるまちの創出につながり、ひいては、人口流出に歯止めをかけるばかりか、新たな人口の流入も見込めるものと考えているが、未だ取り組みへの機運の醸成が図られておらず、また、取り組みの基盤となる人材の確保等が整っていないことから、上記の課題が顕在化しているものと理解している。

これらの課題を解決し、持続的かつ魅力的なまちづくりを推進していくためには、SDGsを核とし、市民や市内事業者が、郷土に誇りを持ち、まちづくりに自主的かつ主体的に関わるための「人づくり」が不可欠となる。

将来像の実現に向け、市民や市内事業者が、SDGsの達成や市のことを自分ごととして捉え、自ら考え・行動するためのきっかけとなるよう、本事業を広く効果的に展開し、地方創生に向けた持続可能なまちづくりの基盤となる「人材の確保・育成」を図る。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市では、国連にてSDGsが採択（2015年9月）される以前より、「水の都大垣」として、豊富な地下水をはじめ、環境に配慮した持続可能なまちづくりの取り組みを積極的に進めており、レジ袋の削減活動や一般家庭へのスマートライフ機器の導入補助、ダンボールコンポストの普及促進など、様々な活動を行ってきた。現在は、「エコ水都アクションプラン」（平成30年3月改定）に基づき、環境に関するSDGsの達成に向けた施策を展開するとともに、国際社会の一員として脱炭素社会の実現を目指し、環境SDGsに資する取り組みの深化を図るため、「ゼロカーボンシティおおがき」を宣言（令和2年12月17日）し、市民・市内事業者・行政が一体となって取り組んでいくことを表明し、取り組みを進めている。

こうした中、「環境SDGsおおがき推進事業」として、市民や市内事業者

を巻き込みつつ、市一丸となって環境とSDGs（持続可能な開発目標）を原動力とした各種取り組みを集中的に実施することで、市全体の環境SDGsに対する機運の醸成を図り、SDGsを共通言語とした「住みたくなる・働きたくなる」まちの実現を目指す。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2022年度増加分 1年目	2023年度増加分 2年目
事業を通じたSDGsの取り組み の提案件数(件)	0	3	3
事業への参加人数(人)	0	2,000	2,500
事業を通じた環境SDGs推進 人材の養成人数(人)	0	10	10

2024年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
3	9
3,000	7,500
10	30

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

環境SDGs おおがき推進事業

③ 事業の内容

本事業は、環境SDGsの単なる周知・啓発に留まらず、全世代へ環境SDGsの輪を広めるとともに、市民等の自発的な取り組みを促すため、SDGsを共に学び・考え・行動するための効果的なイベント等を市民・市内事業者と協働で実施する。

「環境SDGs おおがき未来創造事業」では、次代を担う若者世代を対象に、年間を通じて、SDGsの普及啓発のための講座を開催したり、SDGsを核とした未来のまちづくりの研究等を行い、取り組み提案をしてもらう。また、小中高等学校の教諭向けに、SDGsの指導者向けの講座を開催することで、学校独自のSDGsの取り組みの加速化を図る。

「環境SDGs おおがき普及啓発事業」では、市民を対象に、カードゲームを利用した体験講座を開催し、SDGsの知識の向上や活動の促進につなげるとともに、カードゲームのファシリテーターの養成講座の開催を通じ、地域におけるSDGsの取り組みを牽引・先導する人材を確保・育成する。

「環境SDGs おおがきフェスティバル事業」では、市内事業者等の参画の下、全世代を対象に、「環境SDGs おおがき推進事業」として実施した成果の発表・共有する場として開催し、更なる取り組みの推進につなげる。

「草木等たい肥化推進事業」では、新たな資源循環の取り組み（草木等のたい肥化による農地への活用）の調査・研究を行うことで、取り組みの

横展開を図るとともに、環境SDGsの取り組みを市が中心となり牽引する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業を着実に実施することで、SDGsへの取り組みに関する興味・関心が高まり、市民や市内事業者の講座やイベント参加時における収入等の増加が見込め、収支の安定化につながる。

【官民協働】

市民・事業者・行政が一体となり、全世代に向けて環境SDGsの輪を広げるために、行政は新規事業を創出し民間団体、事業者に対し提案を行い、様々な参画者との間の連絡調整、補助支援を実施し、民間団体、事業者は提案を受けた事業の実施、検証、改善、発展を図ることにより、各事業の自立化、円滑化を目指す。

【地域間連携】

本事業にて得られた知見等を、本市が参画する、岐阜県の「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」の会員（県内の企業等も参画している）等に共有することで、本市のみならず、岐阜県全体の環境SDGsの取り組みの加速化につながる。

【政策間連携】

学生に対するSDGs講座の実施事業、市民に向けたSDGs体験事業等の実施により、環境への関心と意識を高める環境啓発に未来の大垣市を支える人材を育成する教育振興と、市民が主体的にまちづくりに参画できる環境づくりとを連携させることで相乗効果が発生し、SDGsを共通言語として、社会的課題を解決し、持続可能な地域の創生が期待できる。

【デジタル社会の形成への寄与】

環境SDGs おおがき未来創造事業において、次代を担う高校生を対象に実施する「SDGs 未来創造講座」の内容をデジタルアーカイブ化し、参加校であればいつでも閲覧可能とすることで、いつでもSDGsを学べ、未来の大垣に対する取り組みを考え、提案できる機会を提供する。

自らSDGsを学び・考えられる機会を提供し続けることで、SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会の実現」に資する、個人の日常的な取り組みの実施につながる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 8月

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を取りまとめ、次年度に外部有識者を含めた第三者委員会「大垣市地域創生総合戦略推進委員会」により、基本目標に係る数値目標、本事業におけるKPIについて、事業の効果を検証し、必要に応じて、事業の見直し、総合戦略の改訂等を行う。（PDCAサイクルの実施）

【外部組織の参画者】

【産】大垣商工会議所専務理事、大垣市商店街振興組合連合会理事長、西美濃農業協同組合常務理事

【官】岐阜県西濃県事務所長兼地域危機管理監

【学】岐阜協立大学学長、大垣女子短期大学教授

【金】大垣共立銀行公務金融部長、大垣西濃信用金庫ビジネスサポート部長

【労】連合岐阜西濃地域協議会議長

【言】岐阜新聞社岐阜放送西濃支社長、中日新聞大垣支局長

【住民】大垣市連合自治会連絡協議会副会長、大垣市女性連合会会長、大垣夢ある女性の会元会長、大垣市青年のつどい協議会会長、大垣市教育委員会教育委員、大垣市PTA連合会代表者（母親代表）、公募市民

【検証結果の公表の方法】

検証結果は毎年度、大垣市ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 46,000千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。